

手指の障害に係る障害等級表の改正と併せ、以下のように改正しました。

### (1) 手指の障害等級について

手指の障害(欠損障害又は機能障害)について、示指の等級を1級引き下げ、小指の等級を1級引き上げるとともに、複数指の障害の一部についても障害等級を改正しました。手指に係る新たな障害等級は次のとおりです。

#### ア 欠損障害

障 害	等 級
両手の手指の全部を失ったもの	第3級の5
1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	第6級の7
1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	第7級の6
1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	第8級の3
1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	第9級の8
1手の示指、中指又は環指を失ったもの	第11級の6
1手の小指を失ったもの	第12級の8の2
1手の母指の指骨の一部を失ったもの	第13級の5
1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	第14級の6

#### イ 機能障害

障 害	等 級
両手の手指の全部の用を廃したもの	第4級の6
1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	第7級の7
1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	第8級の4
1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	第9級の9
1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの	第10級の6
1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	第12級の9
1手の小指の用を廃したもの	第13級の4
1手の母指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	第14級の7